

## 横須賀市立大楠小学校

### 大楠小学校PTA規約

#### 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、大楠小学校PTAといい、事務局を同校に置く。

#### 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかる事を目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教育者となるように努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童・青少年の生活を指導する。
3. 児童・青少年の生活環境をよくする。
4. 公費による教育費を充実するように努める
5. この他、この会の目的に役立つ仕事をする。

#### 第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党・宗教にかたよることなく、この会、またはこの会の会員の名で、どんな選挙の候補者をも推薦しない。
3. 営利だけを目的とするような行為は行わない。
4. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

#### 第4章 会員

第5条 この会の会員となる事の出来る者は次の通りである。

1. 横須賀市立大楠小学校に在籍する児童の保護者。
2. 横須賀市立大楠小学校に勤務する教職員。

第6条 この会の会員は定められた会費を納める。会費は分納する事ができる。但し事情により運営委員会の承諾を得て、減免する事ができる。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

#### 第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費とその他の収入によって支弁する。

第9条 この会の経理は、すべて総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

#### 第6章 役員

第12条 この会の役員は、次の通りである。

1. 会長1名（保護者から）、副会長4名（保護者から 女性1名他3名）、会計2名（副会長から1名、学校側から1名）、書記（学校側から1名）
2. 役員は他の役員、会計監査委員または、選挙管理委員を兼ねることはできない。

第13条 役員は総会にて選出される。

- 第14条 役員任期は次の通りである。
1. 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。
  2. 役員は引き続いて他の役員に選出できる。但し役員職にある事が連続または通算して4年を超えてはならない。(学校側は除く)

- 第15条 会長は会を代表し、次の職務を行う。
1. 総会及び運営委員会を招集し、会議を司る
  2. 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会の正副委員長および委員を委嘱する。

第16条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

- 第17条 会計は次の職務を行う。
1. 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
  2. 定期総会には会計報告をする。
  3. 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
  4. この会の財産を管理する。
  5. 予算の立案を掌る。

- 第18条 書記は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
  2. 記録、通信その他の書類を保管する。
  3. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

## 第7章 会計監査委員

第19条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第20条 会計監査委員は、総会にて選出される。

第21条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行う事ができる。

第22条 会計監査委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

## 第8章 選挙管理委員会

第23条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理する時には、3名の選挙管理委員を置く。

第24条 選挙管理委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。

第25条 選挙管理委員はその任務を終了したとき、解任される。

## 第9章 役員・会計監査委員候補指名委員会

第26条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときには、役員・会計監査委員候補指名委員会（以下指名委員会という）を置く。

第27条 指名委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。

第28条 指名委員はその任務を終了したとき、解任される。

## 第10章 総会

第29条 総会は全会員をもって編成され、この会の最高議決機関である。

第30条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会の開催は5月、2月とし、2月は書面総会とする。臨時総会は運営委

員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時、開催する。

第31条 総会の議事の決定は次の通りとする。

1. 5月総会・臨時総会の議事の決定は、会員の5分の1以上の出席を要する。  
(委任状を含む)
2. 2月総会の議事の決定は、書面による会員の5分の1以上の有効投票数を要する。

第32条 総会の議事は次の通りとする。

1. 5月総会・臨時総会の議事は、出席者の過半数で決する。
2. 2月総会の議事は、有効投票数の過半数で決する。

### 第11章 運営委員会

第33条 運営委員会は、役員・常置委員会の正副委員長および校長で構成される。

第34条 運営委員会は、原則として毎月1回または会長が必要と認めた時、構成員の4分の1以上の要求があった時開催する。

第35条 運営委員会は総会で決まった方針に従って、次の仕事をする。

1. 学校行事、PTA行事、常置委員会行事の連絡と調整。
2. 総会議案の作成と決定された事項の実施。
3. その他審議を必要とする事項の提案。

第36条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

### 第12章 常置委員会および特別委員会

第37条 この会の活動に必要な事項について調査研究立案するために、次の常置委員会を置く。常置委員会について必要な事項は細則で決める。

第38条 運営委員会は、必要に応じ特別委員会を設ける事が出来る。特別委員会はその任務が終了した時、解散する。

### 第13章 細則

第39条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

1. 運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次の総会に報告しなければならない。

### 第14章 改正

第40条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正する事が出来る。但し、改正案は総会開催の少なくとも一週間前に全会員に知らせなければならない。

### 第15章 個人情報保護規定

第41条 目的

この規程は、横須賀市立大楠小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第42条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員：本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

## 第43条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第44条 個人情報保護管理者

- 1 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

## 第45条 利用目的の特定

本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

## 第46条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

## 第47条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第48条 個人情報の管理

1 個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 第49条 第三者への提供の制限

1 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、

あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

#### 第50条 第三者からの提供

1 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第51条 個人情報の開示請求

1 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

#### 第52条 個人情報の訂正または削除請求

1 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

#### 第53条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 第54条 漏えい時などの対応

- 1 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

#### 第55条 研修

個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### 第56条 雑則

- 1 本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。
- 2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

#### 付則

1. この規約は、昭和59年4月1日から実施する。
2. 昭和62年4月30日細則の一部改正
3. 平成2年3月2日規約の一部改正
4. 平成5年5月規約の一部および細則の一部改正
5. 平成7年5月細則の一部改正
6. 平成11年2月規約および細則の一部改正
7. 平成14年2月12日規約（12条1項および2項）の一部改正
8. 平成16年5月2日規約（30条、31条、32条）の一部改正
9. 平成16年11月10日細則の一部改正
10. 平成24年2月17日細則の一部改正
11. 平成30年3月7日「個人情報保護規定」の加筆、及び3月14日からの施行

#### 細則

### 第1章 指名委員・選挙管理委員および役員・会計監査の選挙と就任

第1条 指名委員・選挙管理委員の選挙と就任は下記の通り行う。

1. 指名委員会は下記の者によって構成される。
  - (1) 保護者の中から次の方法によって6名の指名委員を選出する。
    - (イ) 各学級の保護者は互選によりそれぞれ1名の学級代表を選出する。
    - (ロ) 学級代表は学年毎に会合し、それぞれ1名の学年代表を選出し指名委員とする。
  - (2) 教職員の中から互選により2名の指名委員を選出する。
  - (3) 運営委員の中から互選により5名の指名委員を選出する。
2. 選挙管理委員会は下記の者によって構成される。

(1) 指名委員を除く学級代表より1名選挙管理委員を選出する。

(2) 教職員の中から1名の選挙管理委員を選出する。

(3) 運営委員の中から1名の選挙管理委員を選出する。

3. 指名委員会の正副委員長および選挙管理委員会の委員長は運営委員会から選出された者とする。

4. 指名委員および選挙管理委員の指名は12月中に発表する。

第2条 役員・会計監査の選挙と就任は次の通りを行う。

1. 選挙管理委員会は選挙を行う総会の10日前までに候補者名を全会員に知らせる。尚、指名委員会の指名によらず立候補する者は、選挙を行う総会の10日前までに選挙管理委員会に届けを出さなければならない。

2. 候補者名を発表するには、いかなる場合も本人の同意を得なくてはならない。

3. 役員および会計監査委員は3月31日までに事務引継ぎを行う。

第3条 役員・会計監査の補充は下記の通りを行う。

1. 会長に欠員を生じた時には副会長が昇格する。任期は前任者の残留期間とする。

2. 会長以外の役員に欠員を生じた時には、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残留期間とする。

## 第2章 常置委員会

第4条 1. 次の常置委員会を置く。

学年委員会・校外地区委員会・成人保健厚生委員会・広報委員会

2. 各委員は、地域、学年別に定める方法により選出される。

3. 正副委員長および各委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

4. 各委員会は、会計と協力して事業計画案と予算案を作り、これに基づいて各委員会の活動を推進調整する。尚、実行にあたっては運営委員会の承認を得なければならない。

第5条 学年委員会は教員と保護者、児童との連絡および親睦を計り教育の効果をあげる。

第6条 校外地区委員会は各地区の実情に応じ、諸活動を円滑に行い、児童の校外生活を指導し、児童相互の自主的活動に協力する。

第7条 成人保健厚生委員会は下記の活動を行う。

(1) 会員が一層よい保護者、よい先生となるように学習、体験を通して教養と良識を修める場を提供する。

(2) 児童及び会員の保護・安全に対する正しい概念を養う。また、会員の健康維持への協力、および学校給食が十分な効果をあげるように協力し、家庭における食生活の改善に努める。

第8条 広報委員会は常置委員会をはじめ、関係ある団体および機関と連携を保ち、広報誌を通して会員にPTA活動を知らせ、活性化させる。

第9条 削除

## 第3章 慶弔規定

第10条 1. 児童、会員および教職員の配偶者の死亡に際し、香料を贈るものとする。

2. 結婚、出産などのお祝いおよび負傷、病気、火災などのお見舞いは適用しない。